

公共職業訓練の選考時の発達障害差別

川島 聡

(岡山理科大学)

1. はじめに

本誌所収の意見書は、高松高等裁判所民事4部に提出されたものである。高松高等裁判所は、高知県が実施する公共職業訓練の受講者の選考時に障害者差別があったと判断し、発達障害のある原告（以下、X）への慰謝料の支払いを高知県に命じた（高松高等裁判所令和2年3月11日判決（確定）『賃金と社会保障』No.1759-60（2020年）101-114頁。意見書の要約版は同78-100頁）。

以下では、本件の事件の概要、判旨を述べるとともに、ごく簡単なコメントを付す。

2. 事件の概要

Xは、高知県が実施する職業訓練の選考試験を平成26年4月22日に受けた。定員は15名だったが、応募数は14名であった。

面接の際に、Xは自身に発達障害があり、障害者手帳を取得しており、月1回精神科に通っているが休まずに訓練を修了できると述べたほか、臨機応変な対応が苦手であるなどと発言した。募集要項は公共交通機関の利用や面接に適した服装について記載していたが、Xは自家用車で来所し、半袖ポロシャツで選考試験を受けた。2名の面接官は、健康面の不安や自家用車の利用などを理由に、「安全に実技を行うことができる健康状態であり、訓練を受講・修了することに支障がない」という項目などに0点の評価をつけた。

Xの面接試験の成績は14位であった。Xは、筆記試験の成績は3位であったが、面接者2名が0点をつけたため総合順位は14位となり、不合格となった。Xは不合格を不服として、高知県にその取消しを求め、県及び国に国家賠償法に基づく慰謝料及び遅延損害金を求めた。第1審の高知地方裁判所は、Xの不合格は県による直接差別であるとし、慰謝料額33万円の支払いを命じたため、県が控訴した。

3. 判旨

高裁は、違法性の判断基準として、障害者基本法が障害差別を禁止しており、障害者権利条約が国内的効力を発していること等に鑑みて、「本件不合格の当時、障害者に対する障害を理由とする差別の禁止は、国家賠償法上の違法性を基礎付けるだけの規範的意義を有していた」と解した。

続けて高裁は、「上記障害者基本法の文理解等からすれば、ここでいう『差別』については、不利益取扱い一般を指すものと解され、また、障害を『理由として』の行為かどうかについては、少なくとも、障害ないしこれに随伴する症状、特性等が存在せず、又は不利益取扱いの行為者がこれらを認識していなかったとすれば、不利益な取扱いが行われていなかったであろうという関係が認められる場合には、これに当たるものと解するのが相当である」とした。

そして高裁は、「障害そのものや障害特性等を理由とする不利益取扱いの場合であっても、例えば、視覚障害者について、視力が不足することにより、自動車運転免許の付与を拒絶する場合のように、これが合理的なものであれば、国家賠償法上違法とはいえないから、障害を理由とする不利益取扱いが国家賠償法上違法といえるためには、これが不合理なものであることを要する」と説いた。

その上で、高裁は、「本件不合格は、これにより本件職業訓練が受けられない結果になることからすれば、被控訴人に不利益な取扱いに当たることは明らかであるから、これが障害を『理由として』のものかどうかについて検討する」とした。

この点につき、高裁は、本件不合格の根拠となった「健康面で不安がある」「現在の健康状態では介護職はきびしい」等の評価にいう「健康」とは「被控訴人の発達障害ないし精神的障害を指すもの」だと認めて、次のように説示した。「そうすると、被控訴人の発達障害ないし精神的障害が存在しなかったか、学校長、面接担当者らがこれを認識していなかったとすれば、本件不合格には至ら

なかったという関係が認められるから、本件不合格は被控訴人の障害を理由としてなされたものというべきである」。

それから高裁は、この障害を理由とした本件不合格は不合理なものであるとした。すなわち、高裁は、臨機応変な対応が苦手、面接中に目が合わず、募集要項に違反して自家用車で来場し、軽装で面接に臨むことは健常人でもありうるので、「被控訴人が介護職に就き、又は実習を行うのが危険であるとまでいう判断を導くことは社会通念上、不可能である」とし、次のように説示した。「そうすると、上記の危険であるとの判断は、それが無意識のものであった可能性は高いものの、被控訴人が発達障害（精神的障害）であることに基づく先入観によるものと推認され、本件不合格は、裁量権を逸脱してなされたものである」。

4. コメント

本事例では合理的配慮は基本的に論点となっていない。偏見や先入観による従来型の明らかな差別が問題となった。そのため、地裁が直接差別を認定したのはある意味で当然であった。高裁は直接差別という言葉自体を用いてはいないが、地裁と同様、発達障害のある人に対する社会に強く根を張った牢乎たる偏見による差別があったことを認めた。本件について詳しくは高野亜紀弁護士に簡にして要を得た解説（前掲誌 68-77 頁）をご覧ください。

なお、1点のみ付言すると、高裁判決が「障害……等が存在せず、又は……これらを認識していなかった」という文言を用いたことは、本誌掲載の意見書でいう、客観説と主観説の両方を組み込んだ統合説を高裁が認めたものだと解することができる。